マンション管理士吉田総合事務所事務所通信 2012年(平成24年)1月25日 第 00022 号(隔月発行)

編集/発行者:

住所:千葉県柏市豊四季255-5-509

電話:04-7100-2025 URL: http://www.mankan-builkan.com

補合設が助、置直 置直

さ 百総接 いれる仕組み日万円が管理が開か三五円が管理が三五円がである。 Ź, み理百 で、「お母組合等に伝統に三 よに場種

予係対そ算。応三 **鼻成立後に公表予定。**。申請方法等の詳細応したい」(動力・設ニ千台以上の申請に 細設に

は備は

動産業課に置く場合もあり 動産業課に置く場合もあり 要主者管理制度に関連し で管理業者や「管理者業」 の在り方を検討する調査費 の在り方を検討する調査費 の在り方を検討する調査費 の在り方を検討する調査費 のではなく」不 のではなく」不 のではなく」不 よる 事 を二十 ヨ制策 一度は一十四 再 をは 一年生充明

で、住

し保住宅

に険宅ス

はででである。 でででいる。 ででいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。

断材るか震ル重

新補関必の瑕ト

あず機地②夕院市億円促「 (は に性の政業 たれ器震 P)・部五要進既目前四国は評「策」 一、主知装台い要型置

> ・ (年十 由る 社

手口は会計担当理事に経費 特玉)とエム・シー・サー 指示処分を発表した。理由 指示処分を発表した。理由 指示処分を発表した。理由 だって懲役八年が言いた。 員とは元管理員で、一億一 として懲役八年が言いた。 一トマンション管理組合ー トマンション管理組合ー として懲役人年が言い渡さ をして懲役八年が言い渡さ として懲役八年が言い渡さ として懲役八年が言い渡さ

ろ十行あ偽押ま払を か七はる造しせい報 ら年平。等て、豆告 してい、銀 等も . 戻し 告する際、 いた。残高証明書の銀行届け出印を自らし請求書を紛れ込する際、白紙の預金

とはは

は専任の管理がシーサービ

一業務で

主元任社

は 通

帳

と印

鑑

を管

理

、被害金額は計約の開発を して いたフ 約三千 口 ント 七組担 てに託 い被物

国交省関東整備局

弁罪害同

いる。(マンション被害がないことな物件で調査を行い をい済し組社発確、。、会で覚 管確、。、合には では後 新しか受額謝被

「長計上必要な項目欠落で損害」一分譲主を提訴

502

٧S

分譲業者

- ・販売会社においては、販売時、 買主に対し想定し得るすべての修 繕項目を盛り込んだ上での計画を 策定し、これを示すことは不可能 である
- ・コスモスイニシアはコスモスライフに依頼し、本件マンションの 長期修繕計画の策定を行った。こ の点、コスモスライフは『マンシ ョンの修繕積立金算出マニュアル (2001 年追補版)』の各項目に従 い、本件の長計案を作成した
- ・同マニュアルに従って、各項目 に関する修繕費用を計上すること によって、コスモスイニシアは建 物の規模・仕様に応じて将来の目 安として、一定の合理的な修繕計 画を策定し、購入者に示したもの と認められるのであるから、同修 繕計画に鉄柵等の取り外し費用が 計上されていなかったとしても、 その事のみをもって注意義務違反 があったと評価することはできな いというべき

管理組合

- ・長期修繕計画の実効性を確保す るためには、修繕内容、資金計画 を適正かつ明確に定める必要が あり、大幅な不足金が出る長計を 提出したコスモスイニシアの行 為の違法性は明確
- ・(財) マンション管理センターの 「算出マニュアル」は管理組合が 容易に算出できるよう、利用する ものであって、維持保全の経験や 専門的知識を持つコスモスイニ シアらが長計策定に当たって、漫 然と依拠すべき性質のものでは ない
- コスモスイニシアは同マニュア ルを引用しているが、同マニュア ルに基づいて算出を行っていれ ばよければ、建物の状況、地形、 環境、設備機器の種類等を一切考 慮する必要がなく、全く無意味で ある。重要事項説明はコスモスイ ニシアが行っており、コスモスラ イフが作成した長計の内容を積 極的に検証する注意義務があっ たことは当然である

の求八組 べ。万合一 ン内円がつ と喪る見壁背戸 ト訳の約目 生業そで築シ四 キに損三の で架シ四 長者の白一ョ年 ()へ対サ ヤは害千裁 ツ給賠五判 プ排償百は や気を三管屋口請十理

柵のレ階下 て積百割がす上 約二千 製フと外放 、 る製ノ c ゥr 。のトエ部廊

を組も を請求。売主組合が設計図のお 定主は 主は竣工後、記図書の交付の裁判は同管

行為」として売主に賠償 を求めている。一方売主 のコスモスイニシアは 「手摺を取り外さず、す き間の外壁を細い筆で塗 るとか、手摺をずらして を装するなどで対応は可 を装するなどで対応は可 がでは「正しい長計」を めぐり、論争が行われて いる。

責任を聞いる話…。 話…プ 」とあきらめ シロ管 ンョンとはそうロが手抜きして管理組合理事長

訴請し計月反はた計らは合設にマ し求か図、論法。図か工側計基ン でをし書東し令売書で事は図が上側計基ンでをし書東し令売書で事は図ざまで事は図がまれる。 は他の京ての主のは完「書き、ン」ではの交地が表現します。 なたのではなる。 図付裁た象は加い時の反規理 情報が外「提」のの上土演

業者に対する管理組合の に思った理事長がある。 で対する過程で、不信感がある。 思する過程で、不信感がある。 で変工後の異常に相談し、外の が」と、素朴ながら、ない。 か」と、素朴ながら、ない。 ない事も判明。外部の をで、不具合と で、不具合と で、不具合と をで、本朴ながら、ない。 がら、ない。 がらい、ない。 がらい。 がらい、ない。 がらい、ない。 がらい、ない。 がらい。 がらい。

第 858 号より を な設計図書 の (マンショ る (マンショ る (マンショ 3 書作の 音や長計が必 と考えかが と考えいが と考えれが必 で信頼が喪

ではなく「商品なのだかいる水準が特に高いのの要求をしている、と当然の要求をしている、と当然の要求をしている、と当然のの要求をしている、と当然ののが理事長のスタンスの要求をしている、と当然であるべき」と当然であるが、。 スい然シ金かのめた一

編集後記

区分所有建物は1戸建てとは違った建物・設備面の維持管理および居住形態、ルールがあることの認識が必要で す。また、共同住宅で住まうにはマナーにも気を付けたいものです。また、管理組合(理事会)の役割は極めて 重要なものですが、高齢化、老朽化してきたり、賃貸化率が高くなってきて役員の成り手不足の問題や、マンシ ョン問題が年々複雑化してきてそれに的確に対応するには管理組合(理事長)のも専門的な知識が求められて来 ています。これらに対応するため国(国土交通省)は、新たなマンションの管理ルールの検討会を始めました。

管東